

## &lt;利用目的&gt;

- このオフィスは、登録された団体の事務所及び定例会等の集会場所として、平日及び土曜日 9:00～22:45、日曜日及び休日は 7:30～20:45 まで利用できます。ただし、金沢スポーツセンターの都合で変更となることがあります。
- 金沢スポーツセンターの休館日は利用できません。
- オフィスを利用したい団体は、所定の手続きに従って金沢区地域振興課に登録してください。代表者（またはその代理）1名は、管理運営委員会に加わっていただきます。

## &lt;利用方法&gt;

- 事務等の利用は、他団体が定例会等で予約された時間を除いては、いつでも利用できます。
- あらかじめ予定されている会議、事業等については年間予定表に記入して、予約をしてください。占有時間枠は、午前 9:00～13:00、午後 13:00～17:00、夜間 17:00～22:00 を目安としてください。
- 利用したい時間が重なった場合は、当事者同士で話し合ってください。
- 定期利用については、管理運営委員会で、毎年度初めに確認します。

## &lt;利用上の注意&gt;

- 利用後は清掃をお願いします。ゴミは必ず持ち帰って下さい。
- 椅子、机等を移動したときは、元の位置に戻して下さい。
- 電気、冷暖房、換気のスイッチは必ず消してください。
- コピー機の電源は接続したまままで結構です。
- 冷蔵庫を常時使用したい場合は、委員会に申し出てください。スペースがあるときは一時的な利用はかまいませんが、退出の際、必ず持ち帰るようにしてください。冷蔵庫の中に入れるものには、必ず団体名を記名してください。
- 戸締りは必ず三ヶ所確認してください。
- ロッカーに金品は絶対に置かないで下さい。万が一盗難にあっても委員会では責任を負いません。
- 利用後は備え付けのノートに、団体名、責任者名、利用時間、機器の使用状況等を記入してください。
- コピーに使用する紙類は、各団体で用意してください。

## &lt;登録料と運営協力金&gt;

- 登録料として、毎年度初めに、1,000 円の登録料を徴収させていただき、年度末に清算します。これには委員会運営費、全体の消耗品等が含まれています。
- 登録料は中途退会された場合は返金いたしません。
- 利用に際しては、運営協力金をお支払い下さい。半年分 10,000 円を 4 月及び 10 月に徴収し、年度末に精算する形を取っています。これには光熱費（利用した分。30 分単位で計算します。）及びコピー機利用料が含まれます。また、基本料金として、各団体に 2 時間分加算します。
- 冷蔵庫他の機材の利用団体については、月額 300 円を別途徴収させていただきます。

## &lt;注&gt;

この取り決めは 2025 年度のものです。内容については変更することもありますので、御了承下さい。